

自主点検票

(女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法・育児介護休業法)

この自主点検票は、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法及び育児介護休業法において事業主に義務付けられている「一般事業主行動計画」及び「情報公表」に関する措置について、貴社の法令遵守状況を自主的に確認していただくためのものです。

各項目について点検を行い、未実施又は措置が不十分な事項については、速やかに必要な措置を講じてください。

1. 企業規模

企業規模によって義務付けられている措置が異なります。

企業規模は、常時雇用する労働者数で決まり、「100人以下」、「101人～300人」、「301人以上」の3パターンがあります。

なお、常時雇用する労働者数の算定は、事業所(場)や法人グループ単位ではなく、事業主(法人)単位で算の算定となります。

※100人以下の企業は義務付けられている措置はありませんが、女性活躍の推進及び仕事と家庭の両立支援の観点から、自主的な取組を進めることが望まれます。

【常時雇用する労働者の定義】正社員だけではなくパート、契約社員、アルバイト等の名称にかかわらず、以下のいずれかの要件に該当する労働者です。※学校教育法でいう昼間学生は対象外です

- ①期間の定めなく雇用されている者
- ②一定の期間を定めて雇用されているものであって、過去1年以上の期間について引き続き雇用されている者又は雇い入れの時から1年以上引き続き雇用されると見込みの者

2. 事業年度

女性活躍推進法においては、令和8年4月1日施行の法改正により、「女性の職業生活における活躍に関する情報の公表」の内容が見直されおり、直近で終了した事業年度末日によって義務内容が異なります。公表時期は、令和8年4月1日以降で最初に終了する事業年度の実績を、その次の事業年度の開始後おおむね3か月以内に公表することとされています。

例えば、直近で終了した事業年度の末日が令和8年3月31日
⇒ 令和9年4月1日～令和9年6月30日までに公表
直近で終了した事業年度の末日が令和8年4月30日
⇒ 令和8年7月31日までに公表

3. 点検項目(企業規模別の義務一覧)

未実施又は措置が不十分な事項については、速やかに必要な措置を講じてください

	一般事業主行動計画		情報公表	
企業規模	女性活躍推進法	次世代育成支援対策推進法	女性活躍推進法	育児介護休業法
101 人～300 人	自社の女性活躍を推進するために ①状況把握・課題分析 ②一般事業主行動計画の策定 ※目標は 1 つ以上かつ数値化 ③一般事業主行動計画の届出 ④一般事業主行動計画の労働者への周知 ⑤一般事業主行動計画の外部への公表 を実施すること	自社の仕事と子育ての両立を推進するために ①状況把握・課題分析 ②一般事業主行動計画の策定 ※令和 7 年 4 月 1 日以降策定の場合は、目標に、男性の育児休業等の取得状況及び労働時間の状況について数値目標 ③一般事業主行動計画の届出 ④一般事業主行動計画の労働者への周知 ⑤一般事業主行動計画の外部への公表 を実施すること	◆直近の事業年度の末日が 令和 8 年 3 月 31 日以前の場合 女性の活躍に関する情報を 1 項目以上公表すること ◆直近の事業年度の末日が 令和 8 年 4 月 1 日以降の場合 女性の活躍に関する情報を公表すること ①男女間賃金差異 ②女性管理職比率 ③上記以外 1 項目以上	
301 人以上	自社の女性活躍を推進するために ①状況把握・課題分析 ②一般事業主行動計画の策定 ※目標は 2 つの区分から一つ以上選択かつ数値化 ③一般事業主行動計画の届出 ④一般事業主行動計画の労働者への周知 ⑤一般事業主行動計画の外部への公表 を実施すること	③一般事業主行動計画の届出 ④一般事業主行動計画の労働者への周知 ⑤一般事業主行動計画の外部への公表 を実施すること	◆直近の事業年度の末日が 令和 8 年 3 月 31 日以前の場合 女性の活躍に関する情報を公表すること ①男女間賃金差異 ②上記以外 2 項目以上 ◆直近の事業年度の末日が 令和 8 年 4 月 1 日以降の場合 女性の活躍に関する情報を公表すること ①男女間賃金差異 ②女性管理職比率 ③上記以外 2 項目以上	男性の育児休業等の取得状況の公表